

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成23年11月11日京都市条例第19号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）西京桂坂地区計画が変更され、新たに桂坂けやき西地区、桂坂けやき中地区、桂坂けやき東地区として区分された区域において地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおり当該区域内における建築物の用途及び敷地に関する制限を定めることとしました。

| 計画地区の名称 (適用区域) | 制 限 | |
|-------------------|---------------|--|
| | 事 項 | 内 容 |
| 桂坂けやき西地区 | 建築物の用途の制限 | 建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅 (2) 診療所 (3) 巡査派出所等 (4) 集会所 (5) 前各号の建築物に付属するもの（建築基準法施行令（以下「令」という。）第130条の5に規定するものを除く。） |
| | 建築物の敷地面積の最低限度 | 180平方メートル |
| 桂坂けやき中地区 | 建築物の用途の制限 | 建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅 (2) 巡査派出所等 (3) 前2号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。） |
| | 建築物の敷地面積の最低限度 | 330平方メートル |
| 桂坂けやき東地区 | 建築物の用途の制限 | 建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅 |

| | |
|---------------|---|
| | (2) 巡査派出所等 (3) 前2号の建築物に付属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。) |
| 建築物の敷地面積の最低限度 | 330平方メートル |

備考1 診療所には、住宅を兼ねるものを含む。

2 「巡査派出所等」とは、巡査派出所、公衆電話所及び令第130条の4に規定する公益上必要な建築物をいう。

この条例は、平成23年11月11日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第19号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 京都大学桂キャンパスC地区の項の次に次の3項を加える。

| | |
|----------|---|
| 桂坂けやき西地区 | 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）西京桂坂地区計画（以下「桂坂地区計画」という。）の区域のうち、地区整備計画において桂坂けやき西地区として区分された区域 |
| 桂坂けやき中地区 | 桂坂地区計画の区域のうち、地区整備計画において桂坂けやき中地区として区分された区域 |
| 桂坂けやき東地区 | 桂坂地区計画の区域のうち、地区整備計画において桂坂けやき東地区として区分された区域 |

別表第1 桂坂もくれん東地区の項中「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）西京桂坂地区計画（以下「」及び「」という。）」を削る。

別表第2 京都大学桂キャンパスB-3地区の項の次に次の3項を加える。

| | | |
|----------|---------------|--|
| 桂坂けやき西地区 | 建築物の用途の制限 | 建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅 (2) 診療所 (3) 巡査派出所等 (4) 集会所 (5) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。） |
| | 建築物の敷地面積の最低限度 | 180平方メートル |

| | | |
|--------------|-------------------|--|
| 桂坂けやき中 地区 | 建築物の用途の 制限 | 建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅 (2) 巡査派出所等 (3) 前2号の建築物に付属するもの(令第130条 の5に規定するものを除く。) |
| | 建築物の敷地面 積の最低限度 | 330平方メートル |
| 桂坂けやき東 地区 | 建築物の用途の 制限 | 建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅 (2) 巡査派出所等 (3) 前2号の建築物に付属するもの(令第130条 の5に規定するものを除く。) |
| | 建築物の敷地面 積の最低限度 | 420平方メートル |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)